平成２３年（フ）第９３号
熊本県荒尾市増永2727番地39
債務者　西川　紹弘
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　安和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１７２号
石川県白山市村井東１丁目６番地１　村井団地県営住宅１号棟１号室
債務者　山本　堅密
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡峰　聡一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２号
愛知県一宮市小信中島字新田前23番地２
債務者　美容館カームハンズこと　石本　健二
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４９３号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番12号　ベスト宮の森Ｄ101号、申立時の住所札幌市西区宮の沢１条４丁目２番１―1102号
債務者　曽根　幸作
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４０号
岩手県花巻市二枚橋第６地割234番地３　上川荘７号、前住所岩手県花巻市二枚橋町南１丁目73番地１　ステラＢ102号
債務者　中村智香子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４３号
岩手県花巻市幸田第16地割280番地、前住所岩手県下閉伊郡川井村大字川井第２地割203番地３
債務者　八木　佳子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４６号
岩手県北上市常盤台４丁目７番６号　サニーレジデンスＡ―203号、前住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字黒沢129番地26
債務者　中虫壁まゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２７８号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番16号、住民票上の住所埼玉県久喜市吉羽２丁目31番地10
債務者　藤田　郁夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
埼玉県新座市本多１丁目11番22号
債務者　増田　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
埼玉県上尾市大字原市344番地７　ルミネⅠ―102、旧住所埼玉県上尾市大字原市344番地７　ルミネⅠ―205
債務者　牛山　信男（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
埼玉県川口市安行出羽３丁目１番10号　グリーンステージＢ102号
債務者　佐竹　三夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
埼玉県川口市安行出羽３丁目１番10号　グリーンステージＢ102号
債務者　佐竹　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
さいたま市見沼区春野１丁目５番７―201号、住民票上の住所埼玉県加須市騎西24番地13
債務者　佐藤　貴子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
埼玉県川口市末広２丁目４番６―902号　ヴァーテクスカワグチ、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目７番６号　レグザ南鳩ヶ谷パークオアシス303号
債務者　加藤　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
さいたま市北区日進町３丁目109番地１　ＤＡＣ１―302
債務者　土屋　忠夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
さいたま市桜区大字神田137番地　ヴァンベール浜崎１―104
債務者　清水喜美子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係